宇美町スポーツ協会後援事業における定期利用団体との調整の流れ及び申請方法

大会等行事日程　施設予約状況確認

【大会等行事の3か月前10日までに申請】

定期利用枠
重複している

【提出が必要な書類】
①承認申請書
②定期利用団体調整
　確認書
③開催要項
④学校施設利用許可書
（利用施設が学校の場合）

定期利用団体との調整が必要な場合

①スポーツ協会から調整確認書（スポーツ協会専用用紙）を受領し、必要な項目を記入後、窓口に提出します。
②窓口から該当団体の連絡先が提示され、調整確認書の写しが渡されます。
③調整が必要な定期利用団体に調整の可否について連絡します。
④電話での調整が完了した時点でスポーツ協会事務局に申請を行ってください。

スポーツ協会事務局から社会教育課へ承認申請を行います。

窓口にて、調整が完了した定期利用団体から調整確認書に証明のサインを受領後調整完了となり、写しがスポーツ協会事務局へ渡されます。

定期利用枠重複していない
【提出が必要な書類】
①承認申請書
②開催要項
③学校施設利用許可書
（利用施設が学校の場合）

定期利用団体との調整が不要な場合

スポーツ協会に承認申請書を提出してください。

スポーツ協会事務局から社会教育課へ承認申請を行います。

①スポーツ協会事務局より発行される承認書に、宇美町社会教育施設等利用許可申請書を添付してお渡しします。

②窓口にて料金の支払いを行い、施設予約が完了となります。